

随意契約理由書及び比較見積省略理由書

南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター(汚泥処理)4号汚泥焼却設備補修工事(R6-1)

本業務は、北部水みらいセンターに設置されている4号焼却設備について、高い信頼性と安定した設備の運転を確保するために、各機器の腐食、摩耗、異常を確認し、分解清掃・測定・消耗部品交換・調整等を行うことにより、プラント機械設備として性能を維持するものである。

当該設備は、汚泥移送投入、焼却炉、排ガス処理、焼却灰搬出等の各機器が一体のシステムとして構成されており、構成機器が連携して機能が発揮するように、北部水みらいセンター用に設計・製作されたものであり、安全で効率的な焼却や排ガス処理において固有の機能を有している。

従って本業務を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び点検整備に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本業務を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した
㈱クボタから保守・点検業務を継承されたクボタ環境エンジニアリング㈱以外にないため、大阪府との契約窓口である同社大阪営業所より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。